

【高校生・大学生を持つ世帯の経済支援事業】

綾町新型コロナウイルス感染症緊急対策学生等給付金

綾町では新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済活動が停滞している中で、学生を持つ世帯の経済支援として給付金を交付いたしますので、下記要領により給付金申請書を提出頂きますようご案内いたします。

記

1. 給付金対象者

下記の学生等を扶養する町内に住所を有する保護者に給付金を支給する。

大学生等 大学(大学院も含む。)、短期大学、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科に限る。)、専門学校

高校生等 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年)、専修学校

2. 給付額

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 県外居住の大学生等 | 給付対象者1人につき10万円 |
| (2) 町外居住の県内大学生等 | 給付対象者1人につき7万円 |
| (3) 町内居住の大学生等 | 給付対象者1人につき5万円 |
| (4) 高校生等 | 給付対象者1人につき1万円 |

3. 給付要件

- (1) 基準日に上記大学・高校等に在籍し、かつ継続して本給付金を申請する日まで在籍している事
- (2) 給付金を申請する保護者は基準日から継続して本給付金を申請する日まで本町に住所を有する事
- (3) 申請する世帯全員が綾町に対し町税等(使用料を含む)を滞納していない事

4. 基準日 令和3年6月1日

5. 提出書類

- ①学生等給付金交付申請書(別記様式第1号)
- ②学生給付金請求書(別記様式第2号)
- ③在学証明書(令和3年4月1日以降に発行されたもの)
- ④町外に居住する大学生等は町外の住民票又は賃貸アパート等の賃貸借契約書の写し
- ⑤給付金の振込先(保護者)口座番号および口座名義が記載されている箇所のコピー、または、キャッシュカードのコピー

6. 申請期限 令和3年11月1日まで

7. 提出先 綾町教育委員会

※申請書は綾町ホームページからダウンロードできます。

※インターネット環境のない方は教育委員会までお越しください。

【問い合わせ・連絡先】

綾町教育委員会

〒 880-1303 綾町大字南俣546-1

TEL 0985-77-1183